ニホンザル管理計画

福山市

2026年(令和8年)11月　農林水産課

目 次

1　はじめに・・・

1　はじめに

(1)はじめに

・この「ニホンザル管理計画」は、深刻化・広域化するニホンザルによる農作物被害や市民生活への影響に対し、地域住民からの被害対策を求める切実な要望を受けて策定するものです。

・計画策定にあたっては、専門家からの意見も聞きながら、科学的な生息状況調査(ルートセンサス)を実施し、そのデータを参考に策定しています。

・管理方針の検討を含め、計画の全体構成は、環境省の「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン(ニホンザル編)」に準拠しており、法と指針に則った適正な保護管理をめざすものです。

(2)出没状況

市北部地域(加茂町、山野町、新市町、神辺町、駅家町)では、長年ニホンザルの群れが日常的に出没し、近年は、出没回数が増加傾向にあります。また、加茂の群れについては出没が南側の地域へ広がりつつあり、岡山県と隣接する神辺町の地域でも群れの出没がみられるようになっています。

西部、東部、沼隈地域でも1頭～5頭程度の出没が季節的に見られます。近年は人への危害情報は寄せられていませんが、今後市域全体にわたる生息域の拡大や出没の増加が懸念されます。

地域ではワイヤーメッシュ柵・電気柵、捕獲など被害防除対策に取り組んでいますが、これらの地域はサル以外にもイノシシ、カラス、小動物などの被害もあり、「その取組も限界にきていることから、効果的なニホンザル対策を市も一緒に考えてほしい」と要望が寄せられています。

(3)相談・目撃情報、農作物被害

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
相談・目撃情報(件)	8	22	21	29	40
農作物被害(千円)	0	0	12	130	386

○農作物被害は、梨、スイカ・枝豆、ジャガイモ、カキ・クリ、シイタケなど(**家庭菜園など共済未加入の被害は含まれていません。**)
○鳥獣被害は、農作物被害だけでなく、地域住民の精神的被害にもなっている実態があります。

（4）被害地域からの相談内容（一部地域）

【加茂町北山地域】 2020年（令和2年）7月

①地域の状況
- ・日常的に出没していたが、出没回数、頭数が増加傾向にあり、農作物被害も深刻になってきた。
- ・あまりの被害の大きさに、作付けをあきらめた世帯も多数あった。
- ・過去に国の補助事業を活用し、防除対策（ワイヤーメッシュ＋電気柵）を行ってきたが、ニホンザルが学習し、侵入を許すなど、その取組も限界にきている。

②サルに関する情報
- ・群れは、神辺町との境にある地域を「泊まり場」としている。群れは2～3群がいると推測される。
- ・人に完全に慣れており、特に女性、子どもには恐れを感じていない。
- ・追い払いに成功しても、近隣の地域に侵入し、居直ったように作物を荒らす。

③要望内容
- ・作付けが地域住民の生きがい。鳥獣被害は精神的被害にもなっており、市も親身になってほしい。
- ・農作物に被害を及ぼすサルを排除してほしい。

【新市町常金丸地域など】 2022年（令和4年）8月

①地域の状況
- ・あちこちの畑が被害に遭っている。特に府中市に近い地域。
- ・現在は、人身被害はなく人の姿を見ると逃げているが、農作物（梨、スイカ、枝豆など）被害が大きい。

②サルに関する情報
- ・最近は、サルが日没前に出てくる。通報は1週間に1度程度ある。（捕獲班）
- ・サルの群れは、20～30頭の群れと、10頭前後の群れがいる。
- ・サルの群れの追い払いのため、捕獲班で銃を撃っているが、出没を繰り返し効果は上がっていない。

③要望内容
- ・サル対策を検討してほしい。（捕獲班には群れの追い払いを続けていただく。）

2　生息状況の把握

(1)ニホンザル対策の開始

農作物被害や出没の増加など、地域からのニホンザルの捕獲等の要望を受け、専門業者に相談する中で、市は2023年度(令和5年度)からニホンザル対策を開始しました。

対策の内容は、市内に生息するニホンザルの基礎資料を得るため、広域的な生息状況調査を実施するとともに、悪質性の高い群れの捕獲を行い、農作物被害及び出没を抑制することを目的としたものです。

また、被害が発生している地域で研修会を行い、対策の知識と技術の普及を行うとともに地域の対策意識の醸成を図っています。

(2)広域生息状況調査

加害群に対する効果的な対策方針を立てるには、地域に生息する群れの数やおよその頭数及び群れの特性を把握することが重要です。これまで市では、群れが出没することを確認していましたが、群れの特性などが把握されていない状態であったことから、ルートセンサスによる調査を行っています。

なお、当該調査は、環境省が作成した「特定鳥獣保護・管理計画作成のガイドライン(ニホンザル編・平成27年度)」(以下、「環境省ガイドラインと」いう。)に基づいて実施しています。適正な個体群管理を推進するために推奨されている手法です。

①ルートセンサス

実施地域:市内北部地域(動物駆逐用煙火の協議会を設置している新市町常金丸、加茂町粟根地区・北山地区、山野町、神辺町三谷地区の5地区を含む。

調査期間:2023年(令和5年)10月～11月

調査内容:専門の調査員が巡回し、延べ118人の地域住民に対してヒアリングし、49件の出没情報を収集

②調査結果

市北部地域には、5群の生息が推定された。

(推定行動圏、加害レベル及び推定個体数は、次ページ)



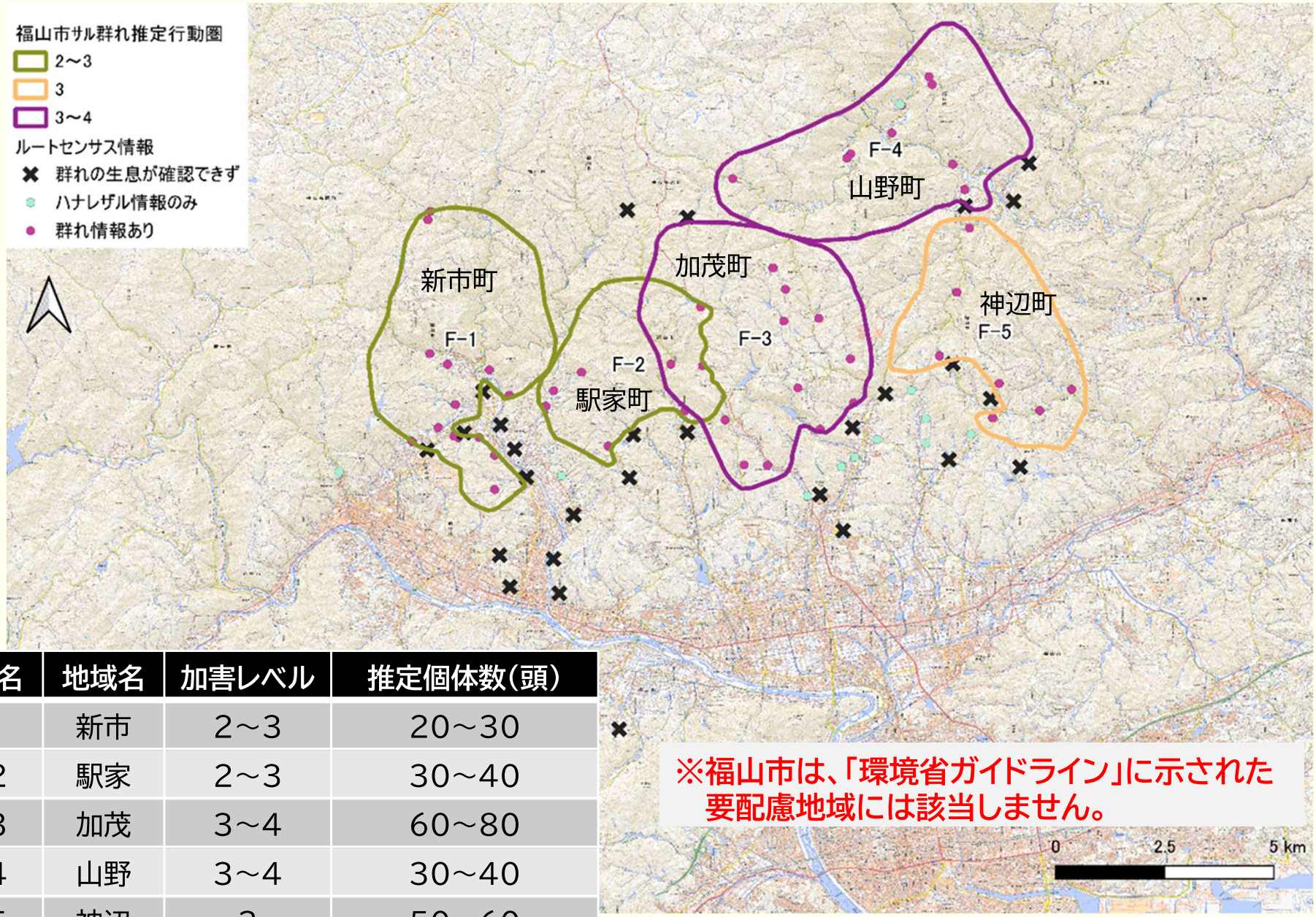
サルのクリ食痕



ヒアリング実施状況

2　生息状況の把握

（3）推定行動圏全体図、群れごとの加害レベル及び推定個体数



群れ名	地域名	加害レベル	推定個体数（頭）
F-1	新市	2～3	20～30
F-2	駅家	2～3	30～40
F-3	加茂	3～4	60～80
F-4	山野	3～4	30～40
F-5	神辺	3	50～60

※福山市は、「環境省ガイドライン」に示された
要配慮地域には該当しません。

(4)被害地域アンケート調査の実施

広域生息状況調査に合わせ、ニホンザルの対策協議会を設置している8地域(加茂町4地域、山野町、新市町、神辺町2地域)に被害状況などのアンケート調査を行い、136人からの回答がありました。

被害状況等		加茂町			山野町			新市町			神辺町		
		農業	生活	人身	農業	生活	人身	農業	生活	人身	農業	生活	人身
被害状況	ほとんどない	1	5	10	0	4	12	4	3	8	1	4	2
	少しある	25	8	0	12	10	0	9	7	2	13	4	0
	大きい	10	6	1	4	1	0	7	2	0	3	0	0
	深刻	1	0	0	2	1	1	2	0	0	0	0	0
増減	減少	10	5	2	5	5	2	3	1	0	5	4	1
	変化なし	15	9	4	11	7	5	4	6	3	7	4	1
	増加	6	2	1	5	2	0	7	2	0	4	0	0

地域	意見等
加茂町	・対策として煙火花火を使用し、被害は減少している。やめると群れで発生するので、長期的な支援が必要 ・群れが拡大。カートや徒歩での移動に不安を感じる。農作物ができないのでやめるしかない、
山野町	・家庭菜園をあきらめる人が多い。要望はしているが、問題にされない。サルの頭数のコントロールが必要。 ・年々ひどくなり、自給自足ができにくく腹立たしい。捕獲し、数を減らしてほしい。
新市町	・数年前に一部の畑に電気柵を設置し、そのほかの畑は耕作をやめた。 ・花火の追い払いを行うがすぐに戻ってくる。たくさんの糞や枝を折って道路に散乱させている。
神辺町	・見かけたときに花火を打っているが、被害を受けてからでは遅い。 ・徐々に家の方に近づいている。

(5)【参考】 加害レベル判定基準(環境省ガイドライン)

ポイント	出没頻度	平均的な出没規模	人への反応	集落への加害状況	生活被害
0	山奥にいるためみかけない	群れは山から出てこない	遠くにいても、人の姿をみるだけで逃げる	被害集落はない	被害なし
1	季節的にみかけるときがある	2、3頭程度の出没が多い	遠くにいても、人が近づくと逃げる	軽微な被害を受けている集落がある	宅地周辺でみかける
2	通年、週に1回程度どこかの集落でみかける	10頭未満の出没が多い	遠くにいる場合逃げないが、20m以内までは近づけない	大きな被害を受けている集落がある	庭先に来る、屋根に登る
3	通年、週に2、3回近くどこかの集落でみかける	10～20頭の出没が多い	群れの中に、20mまで近づいても逃げないサルがいる	甚大な被害を受けている集落がある	器物を破損する
4	通年、ほぼ毎日どこかの集落でみかける	20頭以上の出没が多い	追払っても逃げない、または人に近づいて威嚇するサルがいる	甚大な被害を受けている集落が3集落以上ある	住居侵入が常態化

それぞれの項目による判定は、①現地調査、②アンケート調査、③専門家もしくは行政担当官によるチェックのいずれかによって行う。
個体数調整の対象群においては、①あるいは②の手法による客観的な評価に基づいて加害レベルを判定することが望ましい。

各指標のポイントを合計して加害レベルを判定する。

加害レベル	合計ポイント
0	0
1	1～2
2	3～7
3	8～12
4	13～17
5	18～20

加害レベル 0	群れは山奥に生息しており、集落に出没することはないので被害はない。
加害レベル 1	群れは集落に球に出没するが、ほとんど被害はない。
加害レベル 2	群れの出没は季節的で農作物の被害はあるが、耕作地に群れ全体が出てくることはない。
加害レベル 3	群れは、季節的に群れの大半の個体が耕作地に出てきて、農作物に被害を出す。
加害レベル 4	群れ全体が、通年耕作放棄地の近くに出没し、常時被害がある。人と集落環境への慣れが進み、生活環境被害が発生する。
加害レベル 5	群れ全体が通年・頻繁に出没。人と集落環境への慣れが進み、生活環境被害が大きく、人身被害の恐れがある。

3 管理方針

(1)生息状況調査を受けての管理方針(捕獲する場合の手法)

環境省ガイドラインでは、計画的な管理のため、現況把握(生息状況調査)の次の段階として管理計画(捕獲オプションの決定等)の検討・策定が示されています。

本市の実情(地域の意見等)を踏まえ、群れの加害レベルを第1条件として、群れの個体数、群れの配置状況(群れの分布が連続しているか、不連続か)を考慮した管理方針(捕獲する場合の手法)は、次のとおりです。

地域	推定個体数	加害レベル	管理方針(捕獲する場合の手法)
F-1 (新市)	20～30 (R5)	2～3 (R5)	加害レベル2～3とやや低く、農業被害及び生活環境被害はあるものの、群れの出没頻度や集落への加害状況が少ないため、「部分捕獲」又は「選択捕獲」とする。
F-2 (駅家)	30～40 (R5)	2～3 (R5)	加害レベル2～3とやや低く、農業被害があるものの、群れの出没頻度や集落への加害状況が少ないため、「部分捕獲」又は「選択捕獲」とする。
F-3 (加茂)	60～80 (R5)	3～4 (R5)	加害レベル3～4と高く、平均的な出没規模も大きく農業被害及び生活環境被害が深刻化していることから、群れの全頭除去を行う「群れ捕獲」とする。
F-4 (山野)	30～40 (R5)	3～4 (R5)	加害レベル3～4と高く、人に対する警戒心が低いだけでなく、農業被害及び生活環境被害が深刻化していることから、群れの全頭除去を行う「群れ捕獲」とする。
F-5 (神辺)	50～60 (R5)	3 (R5)	加害レベル3であり、平均的な出没規模は大きいが、住民による花火などの追い払い体制が整い出没頻度が抑えられているため、「部分捕獲」又は「選択捕獲」とする。

(参考)捕獲手法の概要

群れ捕獲	加害群の除去が目標であり、加害レベルが著しく高く、被害防除対策を実践しても被害が低減しない群れに対して、群れ全体を取り除く管理手法
部分捕獲	群れの存続を前提としており、被害防除対策の効果が得られやすい30頭程度まで個体数を減らす管理手法。群れを存続させるため、繁殖可能なオトナメス(成獣メス)を最低10頭は残す。
選択捕獲	群れの存続を前提としており、害性の高い悪質な個体を特定した上で選択的に捕獲する手法

4　市の捕獲対策

(1)市の捕獲対策

被害地域からの捕獲の要望を受けて、市では2023年度(令和5年度)から、計画的なニホンザル捕獲対策に取組んでいます。生息状況調査からF-3群及びF-4群は市内でも悪質な群れであることが明らかになりました。この結果を踏まえ、管理方針を決定し、F-3群を対策すべき優先群とし、GPS首輪の装着による行動域調査を行った上で、大型捕獲檻の設置による「群れ捕獲」に取組んでいます。

①2023年度(令和5年度)

北部地域で広域生息状況調査を行い、「加害レベル」や「大まかな群れの頭数」を把握しました。その後、捕獲対象をF-3群に決め、サル1頭にGPS首輪を装着し、行動データの分析を開始しました。

この間、ビデオカメラ等で個体数調査を実施し、189頭(当初60～80頭と推定)を確認しています。

○サル対策をデザインするための広域生息状況調査(ルートセンサス)
○地域住民を対象とした被害対策勉強会など　2024年2月加茂町　2024年3月北部市民センター
○サルにGPS首輪を装着し、行動範囲を分析、個体数調査の実施

【F-3群の「群れ捕獲」の考え方】

○市内で最も加害レベルの高い群れで、「部分捕獲」では分裂や行動圏が変わる可能性があります。
○5つの群れの中でも個体数が多く(189頭)、隣接地域には加害レベルの高いF-4群がいます。
○住宅密集地近くに行動圏を構えており、出没も増加しています。
○広島県では「ニホンザル管理計画」は策定されていませんが、国の「ニホンザル被害対策強化の考え方」では、加害群の状況に応じて全頭捕獲や個体数削減などの捕獲を進め、追い上げや侵入防止等の対策を並行して実施し、2023年度(令和5年度)までに加害群の数を半減させることをめざす」とされています。

➡ **F-3群は、加害レベル3～4と評価されていますが、市内最大と推定される189頭からなる大規模な群れであり、住宅密集地付近が行動域となっています。農作物被害に加えて市民が被害に遭うなど生活環境被害の増加も懸念されます。また、部分的な捕獲による群れの分裂や行動域の変化によって被害地域が拡大する可能性も考慮し、総合的に判断して「群れ捕獲」を選択したものです。**

4　市の捕獲対策

②2024年度（令和6年度）

GPS首輪を装着したサルの群れの行動データの分析結果をもとに頻繁に行動している地域を絞り込み、効果的な捕獲地を設定し、大型捕獲檻を設置しました。

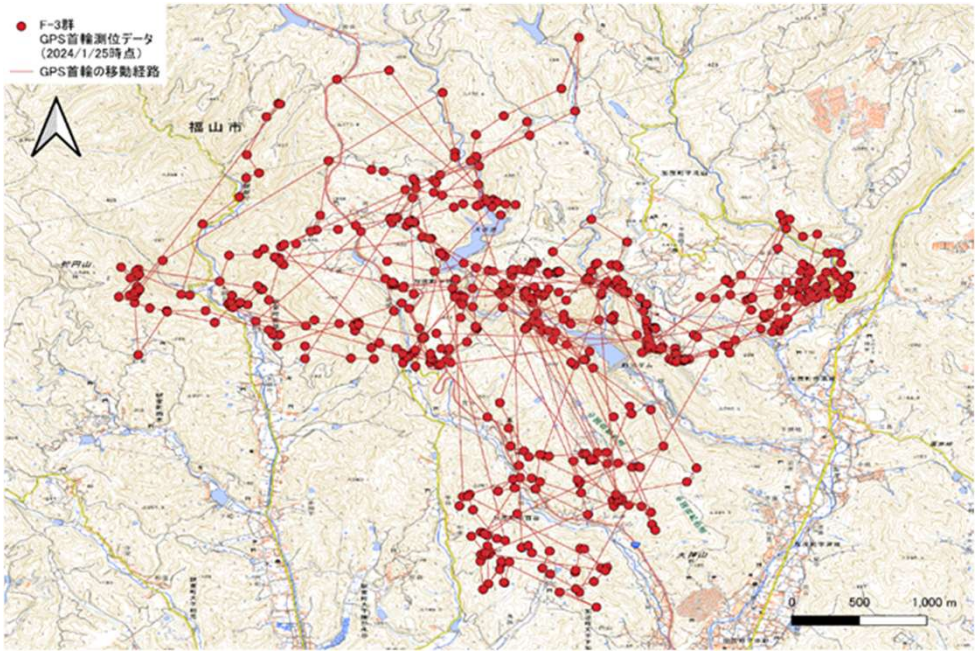
〇データ回収分析、加害群の捕獲計画の作成

〇大型捕獲檻を設置と悪質性の高い群れの捕獲準備

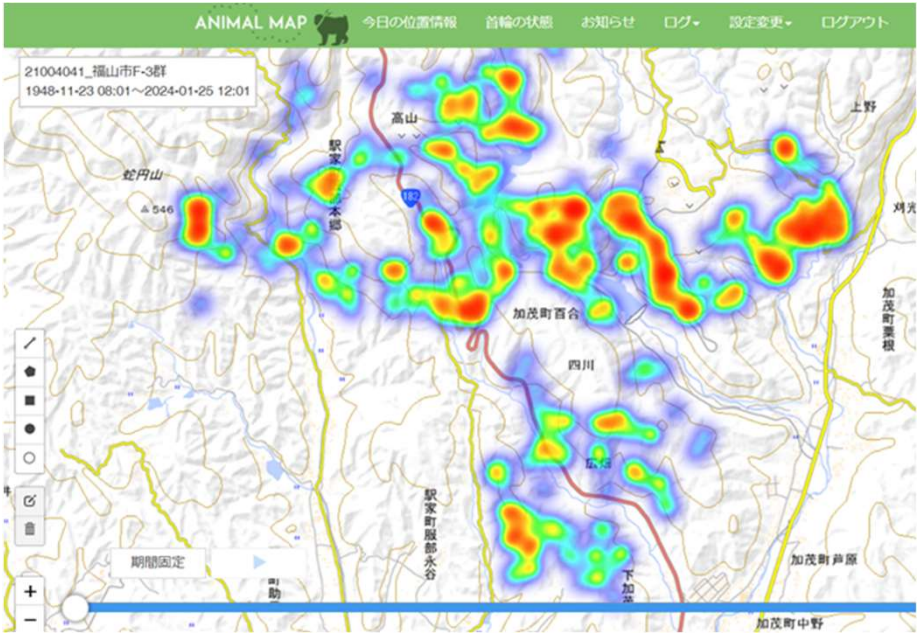
③2025年度（令和7年度）～2026年度（令和8年度）

餌付けによる誘引の状況を見ながら、IOT技術（遠隔監視による檻の扉の稼働）を活用し、群れ全体の捕獲を行う計画で作業を進めています。

〇悪質性の高い群れの捕獲、大型捕獲檻の撤収、報告書作成



F-3群のGPSデータの測位データと移動経路



F-3群の高頻度利用地域（ヒートマップ）

5　地域の被害防除対策等の実績

(1)追い払い対策

市では、地域で行う煙火等での追い払い対策の支援を行っており、2026年度(令和8年度)は、13地域からの申請があります。 また、地域によっては防護柵・電気柵の設置や環境整備などの対策が行われています。

【追い払い対策の実績】

地域名	協議会名	人数	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
新市	新市町常金丸学区鳥獣被害対策協議会	19		○	○	○	○	○	○
駅家	駅家町助元地区鳥獣被害対策協議会	20							○
	服部北郷地区鳥獣被害対策協議会	23							○
	駅家町法成寺掛迫地区鳥獣被害対策協議会	17							○
	駅家町法成寺東地区鳥獣被害対策協議会	10							○
	駅家町法成寺川西地区鳥獣被害対策協議会	13							○
加茂	加茂町北山東部地区鳥獣被害対策協議会	11	○		○	○	○	○	○
	加茂町北山西部地区鳥獣被害対策協議会	10	○		○	○	○	○	○
	加茂町北山北部地区鳥獣被害対策協議会	12	○		○	○	○	○	○
	加茂町粟根地区町内会連合会			○	○	○	○	○	
	加茂町下加茂北地区鳥獣被害対策協議会	16							○
山野	山野町有害鳥獣対策協議会	22		○	○	○	○	○	○
神辺	神辺町上三谷地区鳥獣被害対策協議会	11		○	○	○	○	○	○
	神辺町下三谷地区鳥獣被害対策協議会	18		○	○	○	○	○	○
合　　計		202	3	5	8	8	8	8	13

※人数は2026年度(令和8年度)申請時の人数。地域は9月末現在の申請状況

5　地域の被害防除対策等の実績

（2）サル被害対策勉強会

市では、これまで専門家などを講師にサル被害対策勉強会（講習会）を実施しています。
被害状況の現地調査や集落の点検をはじめ、講習会では、煙火等による追い払い方法や環境管理の推進（サルの誘引物となる放置果樹の伐採や農地と森林の間の草木や藪の刈払い等の緩衝帯整備）について、地域への働きかけを行っています。

【サル被害対策勉強会の実績】

年月	地域名	人数
2020年7月	加茂町（北山地区）	10
2020年9月	新市町（常金丸地区）	40
2021年3月	神辺地域（上三谷・下三谷地区）	29
2021年7月	加茂（粟根地域）	34
2024年2月	加茂町（北山地区）	30
2024年3月	市民を対象とした講演会	58
2025年10月	山野町	17
2026年7月	駅家町	16
2026年9月	駅家町	19
	合　　計	253


サル対策勉強会（座学）


サル対策勉強会（実習）

6　今後の管理方針

(1)今後の管理方針

　ニホンザルの保護・管理の究極的な目標は、人とニホンザルの軋轢が最小限となるようにし、それを維持することとされています。(環境省ガイドライン)
　現在、F-3群の「群れ捕獲」に取組んでいますが、今後もニホンザル被害の抑制、人身被害の未然防止に向けて、地域の意見を聞きながら、計画的な調査などを実施し、対策に取り組んでいく必要があります。
　このため、市では、今後の管理方針を次のとおりとし、鳥獣被害対策の専門組織である「広島県鳥獣対策等地域支援機構(以下「テゴス」という。)」と連携し、被害防除対策を進めていきます。

【管理方針】

○地域の被害防除対策のため、計画的に生息状況調査、行動域調査を進めていきます。

○ニホンザル対策について、地域に啓発し、知識や技術の普及と対策への意識の醸成に努めます。

○地域が行う煙火等の追い払い対策を引き続き支援していきます。

○地域住民の要望等により群れの捕獲を行う場合、農作物被害の拡大、人身被害のおそれ、加害レベルの悪化などの状況を考慮し、有識者の意見を聞いた上で、「環境省ガイドライン」に準じた計画的な捕獲を行います。







2026年7月　テゴスと連携した梨園の被害調査

6 今後の管理方針

(2)地域別のスケジュール

地域	推定個体数	加害レベル	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
F-1（新市）	20～30（R5）	2～3（R5）	広域生息状況調査 F-3群のGPSによるモニタリング・学習会 地域支援4地域（8か所）				モニタリング	対策検討（方針判断）	
				地域支援	地域支援	学習会 地域支援	学習会 地域支援	地域支援	地域支援
F-2（駅家）	30～40（R5）	2～3（R5）							
						地域支援	地域支援	地域支援	地域支援
F-3（加茂）	189（R5）	3～4（R5）		モニタリング	大型捕獲檻設置	群れ捕獲			
				地域支援	地域支援	地域支援	学習会 地域支援	地域支援	地域支援
F-4（山野）	30～40（R5）	3～4（R5）						モニタリング	対策検討（方針判断）
				地域支援	地域支援	学習会 地域支援	地域支援	学習会 地域支援	地域支援
F-5（神辺）	50～60（R5）	3（R5）							モニタリング
				地域支援	地域支援	地域支援	地域支援	地域支援	地域支援

※モニタリングは、GPSなどによる行動域や生息数の調査(実施年度は、地域との調整によって変更する場合がある。)
※地域支援は地域等で行う煙火等に対する支援。学習会は地域の要望に応じて被害対策の意見交換や普及啓発を実施する。
※F-3の個体数189頭はビデオカメラ等の個体数調査によるもの。

6 今後の管理方針

(3)具体的な対策と方針

【捕獲等】

○**現在、F-3群の群れ捕獲のほか、具体的な捕獲の計画はありません。**他の群れについては、今後も生息状況や被害状況を継続的に把握し、対策を推進していきます。将来的に捕獲を検討する必要が生じた場合でも、無計画に捕獲対象を拡大することはせず、改めて科学的調査に基づき、加害レベルを慎重に評価し、地域住民や専門家の意見を踏まえた上で、その必要性と手法を判断していきます。
（ニホンザルの捕獲は、福山市鳥獣被害防止計画や国の特定計画ガイドラインなどに準じて実施します。）

○F-3群の捕獲後は、F-2群、F-4群がF-3群の行動域へ侵入する可能性があり、行動変化を注視します。

○地域の要望により捕獲を行う場合は、地域主体の捕獲を基本とし、
市は、地域が実施する捕獲の計画・実行を支援します。



【追い払い対策】

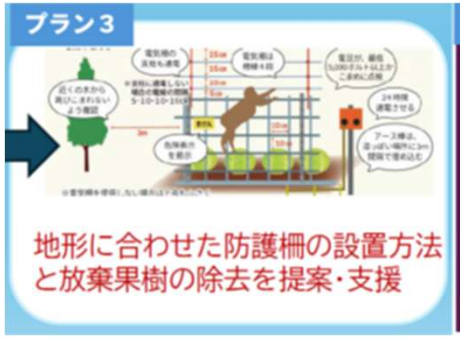
○煙火等での追い払いを継続的に支援します。

○今後、テゴスと連携し、年間1か所程度のモニタリング（行動域調査及び生息数調査）を行い、群れの行動圏を把握して、地域の効果的な対策につなげていきます。

①泊まり場の特定　→　地域の追い払いを省力化
②移動ルートの推測、地域の追い払い体制を構築　→　リアルタイムの追い払い
③出没地点をもとに追い上げ目標値の設定　→　出没地域の連携した追い払い
④地域（集落）に近接する、頻度、集中的に利用する場所の解明
→効果的な誘引物の除去、防護柵の設置方法の提案・支援









資料提供：テゴス

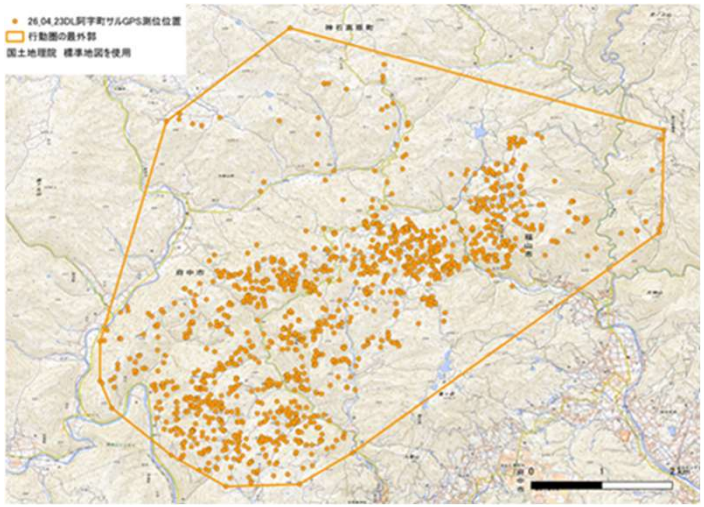
6　今後の管理方針

【サル被害対策勉強会】

○2026年度（令和8年度）は、F－1群（新市）、F-4群（山野町）で勉強会を実施しました。

①F-1群（新市）　7月に農園被害相談を受け、対策を協議
・農園の梨被害あり。（アライグマによるものと合わせ、被害額約30万円）
→　次年度以降の電気柵による侵入防止対策の実施、テゴスによるモニタリングを提案中

②F-4群（山野）　6月に対策の意見交換会を実施
・サルの出没は続いており、人馴れもしている。対策は継続しているが平衡状態（やや悪化している）。
→　次年度以降のテゴスによるモニタリングを提案



テゴスによる府中市境の群れの生息状況調査
（資料提供：テゴス）

【その他】

○市域をまたがる群れの対応

本市では、生息状況調査で把握した5つの群れのほか、岡山県井原市境の群れ、広島県府中市境の群れが確認されています。

これらの群れについては、井原市、府中市と定期的な情報交換を行い、連携した生息状況調査などの対策を検討していきます。

①岡山県井原市境の群れ・・・2024年度（令和6年度）から神辺町上御領地域で季節的な出没があります。

②広島県府中市境の群れ・・・主に新市町の北部で確認されています。テゴスの調査によると個体数は153頭。現在のところ農作物被害等の相談は寄せられていません。

（4）ニホンザル管理計画の見直し

このニホンザル管理計画は、環境省ガイドラインに定める地域実施計画とするものです。今後のモニタリングや地域対策を実施する中で、地域住民はもとより、専門家や関係団体など多様な立場からの意見も踏まえ、必要に応じて随時見直しを行いながら、より効果的で市民から理解を得られるよう、対策を進めていきます。

7 おわりに

ニホンザルの出没に関する相談は年々増加し、地域から対策に関する強い要望が寄せられています。
本市の農作物被害は、農業共済の集計に基づくものであり、家庭菜園等の被害を十分に把握できないため、実際の被害はこれを上回るものと推定されます。
さらに、被害は金銭的なものにとどまらず、地域住民からは、「作付けをあきらめた」「外出時に不安を感じる」といった声が寄せられており、営農意欲の減退や日常生活への不安といった精神的な被害は極めて深刻な状況と考えています。また、「住家の屋根に上がり、瓦の破損や雨どいの変形」といった被害や「住民への威嚇」といった事例は、安心・安全な暮らしを脅かす「生活環境被害」であり、野生鳥獣による「人身被害につながるリスクを防ぐこと」が本市としても大きな課題と受け止めています。

ニホンザル対策は、あくまで地域と連携した追い払いや防護柵の設置といった被害防除対策の徹底が基本と考えています。しかしながら、地域住民の減少や高齢化も進んでいること。また、ニホンザルの高い学習能力と運動能力により、被害を完全に防ぐことが困難な状況も生まれています。
抜本的な対策としてのニホンサルの生息地を人里から離れた場所とするための奥山の環境整備は、中長期的に重要なことと考えていますが、広大な山林の整備・継続的な管理には費用や所有者の合意形成などに多くの課題があり、思うように進んでいない状況もあります。

こうした状況の中で、F-3群は、市内で最も加害レベルの高い群れで、「群れ捕獲」しないと分裂や行動圏が変わる可能性があること。個体数が多く（189頭）、加害レベルの高いF-4群が隣接し、住宅密集地近くに行動圏を構えており、生活被害の増加が想定されることから、「群れ捕獲」を行っているものです。
大規模な群れに対する中途半端な部分捕獲は、群れの分裂を誘発することで被害を拡大又は複雑化させるリスクを専門家からも指摘され、根本的な課題解決をめざして、「群れ捕獲」を選択したものです。

現在、F-3群の群れ捕獲のほか、具体的な捕獲の計画はありません。ニホンザル対策については、地域の被害状況や生息状況を継続的に把握し、地域住民と話し合う中で対策を推進していきます。
また、先進事例の調査や国などの動向を注視し、効果的な対策について、調査・研究を進めてまいります。

8 【参考】環境省ガイドライン改定版（2024年5月）〈捕獲について（抜粋）〉

1 ガイドライン改定の目的（P1）

・・・ニホンザルの生息数や分布域が増加拡大傾向にあって、依然として被害が継続して発生している地域もある。これらの地域においては、単に加害群の数を減少させるのではなく、より加害レベルの高い群れを優先して減少させる取組を進めていく必要がある。このため、**今回の改定では、加害レベル4以上の群れに対して、群れの全頭捕獲を含め優先的に群れ数を減らしていく方針を示す・・・**

2 ニホンザルの保護・管理の基本的な考え方（P8～）

2014年（平成26年）4月に環境省と農林水産省が発表した「ニホンザル被害対策強化の考え方」では、「加害群の状況に応じて全頭捕獲や加害群れの個体数削減などの捕獲を進め、追い上げや侵入防止等の対策を並行して実施し、10年後（令和5年度）までに加害群の数を半減させることを目指す」ことが目標とされている。**・・・加害群の数が増加傾向にある地域においては、加害レベル4以上の群れに対して、群れの全頭捕獲を含め、優先的に群れ数を減少させることが望ましい。これは単純に捕獲による加害群数の削減だけを目指すものではない。**

季節的・限定的に被害を与える群れから恒常的に被害を与える群れまで様々であり、加害の程度は群れによって異なるため、群れの加害レベルを評価した上で、目標を明確にした計画的な捕獲と、効果的な被害防除対策を組み合わせて実施することにより、加害レベルを下げることも含まれている。

3 捕獲手法の選択の考え方（P34～）

実際に捕獲手法を選択する際は、各地域の状況に応じて判断する。**例えば群れの数が多く密集して分布しており、すみ分けを図ることが困難な群れ、あるいは市街地に頻繁に出没するような群れについては、要配慮地域以外では、加害レベル3であっても、状況を評価し、地域での検討と合意の下に、全頭捕獲を選択することも否定しない。さらに、市街地に隣接して生息する群れで、分布が拡大して市街地に出没することが予想される場合は、被害拡大を未然に防ぐという観点から予防的な対処としての捕獲を検討する必要がある。・・・なお、捕獲個体の取扱いについては、できる限り苦痛を与えない方法 により殺処分する。**



生息状況調査中に出没したサルの群れ（加茂町） 2024年（令和6年）1月

ニホンザル管理計画 福山市 2026年11月

株式会社BO-GA 助言
広島県自然環境課 監修